

北空知衛生センター組合指定金融機関の設置について

昭和47年3月31日
告示第1号（議決）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により北空知衛生センター組合に属する現金の出納のため指定金融機関を設置し、昭和47年4月1日から次の者をして取り扱わしめるものとする。

記

札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社 北 洋 銀 行